

都道府県・政令指定都市名	25 滋賀県
--------------	--------

時点：2022年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	商工観光労働部 女性活躍推進課
担 当 職 員 数	10 人（専任 10 人、兼任 0 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	1989年6月28日 根拠： 滋賀県男女共同参画・女性活躍推進本部設置規程
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関・会 等 の 名 称	男女共同参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2002年4月1日
構 成 員 数	14 人（女性 8 人、男性 6 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 10 月～ 2026 年 3 月
名 称	パートナーしがプラン2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～
改 定・見 直 しの 予 定 時 期	2026年3月 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	滋賀県男女共同参画推進条例
	公 布 日（西 暦）	2001年12月27日
	施 行 日（西 暦）	2002年4月1日
	最 終 改 正 日（西 暦）	2004年10月25日
	改 正 内 容	「市町村」を「市町」に改める。
	改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）：	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況：
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦)	年度まで	%		
根 拠	パートナーしがプラン2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令・条例等に基づく「附属機関」				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(106)うち女性委員を含む審議会等数(106)		
			延総委員等数(1,478)延女性委員等数(625)	女性比率(42.3)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(106)うち女性委員を含む審議会等数(106)		
			延総委員等数(1,478)延女性委員等数(625)	女性比率(42.3)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(34)うち女性委員を含む審議会等数(34)		
			延総委員等数(670)延女性委員等数(254)	女性比率(37.9)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)		
			延総委員等数(61)延女性委員等数(14)	女性比率(23.0)	
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表	2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	140 人	(2016 年 2 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1		
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1		
		そ の 他	〔 〕		

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)									
	管理職総数	(人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	女 性 管 理 職 の 内 訳								
					部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
					(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人) (E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人) (G)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	339	37	10.9	19	1	5.3	45	4	8.9	275	32	11.6
	うち一般行政職	268	34	12.7	19	1	5.3	31	4	12.9	218	29	13.3
支庁・地方事務所等	計	243	31	12.8	2	0	0.0	28	2	7.1	213	29	13.6
	うち一般行政職	112	8	7.1	1	0	0.0	9	1	11.1	102	7	6.9
全体	計	582	68	11.7	21	1	4.8	73	6	8.2	488	61	12.5
	うち一般行政職	380	42	11.1	20	1	5.0	40	5	12.5	320	36	11.3
再掲	警察関係	54	0	0.0	0	0		18	0	0.0	36	0	0.0
	教育委員会	27	6	22.2	0	0		3	0	0.0	24	6	25.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	461	73	15.8	708
	うち一般行政職	323	62	19.2	400	109	27.3
支庁・地方事 務所等	計	610	135	22.1	1,083	409	37.8
	うち一般行政職	298	50	16.8	364	153	42.0
全体	計	1,071	208	19.4	1,791	554	30.9
	うち一般行政職	621	112	18.0	764	262	34.3
再掲	警察関係	239	14	5.9	658	72	10.9
	教育委員会	75	25	33.3	104	65	62.5

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長補佐 相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	39	8	20.5	62	16	25.8	83	21	25.3
	うち一般行政職	25	6	24.0	38	14	36.8	50	13	26.0
支庁・地方事 務所等	計	27	4	14.8	46	18	39.1	72	35	48.6
	うち一般行政職	16	3	18.8	18	4	22.2	25	14	56.0
全体	計	66	12	18.2	108	34	31.5	155	56	36.1
	うち一般行政職	41	9	22.0	56	18	32.1	75	27	36.0
再掲	警察関係	13	0	0.0	24	4	16.7	49	10	20.4
	教育委員会	3	1	33.3	1	0	0.0	7	5	71.4

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での 長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	昇任試験(面接以外)・本人の希望は、警察関係のみが該当。部局等の推薦は警察関係以外のみが該当。
補佐級	○		○		○	○	◎			○	昇任試験(面接以外)・昇格試験(面接以外)・本人の希望は、警察関係のみが該当。部局等の推薦は警察関係以外のみが該当。
係長級	○		○		○	○	◎			○	昇任試験(面接以外)・昇格試験(面接以外)・本人の希望は、警察関係のみが該当。部局等の推薦は警察関係以外のみが該当。

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,356	143	10.5
昇格試験	104	1	1.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	376	167	44.4
うち上級	267	91	34.1
うち一般行政職	159	63	39.6
うち上級	140	55	39.3
うち警察関係	73	12	16.4
うち上級	49	7	14.3

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	滋賀県職員旧姓使用取扱要綱、滋賀県警察職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>○滋賀県職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、知事の承認を受けて、文書等(次の各号に掲げるものを除く。)に旧姓を使用することができる。 (1) 税務署、地方公務員共済組合、日本年金機構、金融機関等の機関または法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等 (2) 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上または実務上支障が生じると認められる文書等として、別表に記載するもの</p> <p>※別表に記載の内容は以下のとおり [旧姓使用により法令上または実務上支障が生じると認められる文書等] ・【文書等の名称】給与システムに登録された情報に基づく文書等(第2条第1号に該当するものを除く) 【担当課】総務部人事課 ・【文書等の名称】健康管理システムに登録された情報に基づく文書等 【担当課】総務部総務事務・厚生課</p> <p>○滋賀県警察職員旧姓使用取扱要綱 第1 趣旨 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書、図画及び電磁的記録(以下「文書等」という。)に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 旧姓を使用できる文書等 職員から旧姓使用の申請があった場合は、次に掲げる文書等以外のもの(以下「旧姓使用の対象」という。)について、旧姓の使用を認めるものとする。 (1) 給与の事務に関する文書 (2) 源泉所得税の事務に関する文書 (3) 社会保険及び雇用保険の事務に関する文書 (4) 児童手当の申請に関する文書 (5) 共済組合に関する申請書等 (6) 旧姓使用によって法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがある文書等として、当該文書等の所管課長等から申請を受けて、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)が旧姓使用の対象から除外したもの</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理局への女性職員の配置状況

調査時点コード

1:2022年4月1日	2: その他(西暦)
-------------	------------

防災・危機管理局 職員数(人)	うち女性数		うち管理 職数(人)	うち女性数	
	(人)	女性比率 (%)		(人)	女性比率 (%)
32	7	21.9	7	1	14.3

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	滋賀県立男女共同参画センター		愛称・通称	G-NETしが(じーねつしが)				
設置年月日(西暦)	1986年11月1日		施設形態	1	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号: 523-0891 住 所: 滋賀県近江八幡市鷹飼町80-4 電話番号: 0748-37-3751 FAX番号: 0748-37-5770 ホームページ: https://www.pref.shiga.lg.jp/g-net/							
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名: 商工観光労働部) 指定管理者(名称:) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: 商工観光労働部) 指定管理者(名称:) その他()							
職 員 数	常勤	7 人、	非常勤	5 人	予算額	2022年度	57,641	千円
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項: 情報誌、メールマガジンの発行等) ○ 2. 講座(主な事項: G-NETほっとセミナー、デートDV防止啓発セミナー、ユースリーダーセミナー、しがバハマスクール、教職員さんかく講座等) ○ 3. 相談事業(主な事項: 男女共同参画相談、相談員スキルアップ講座) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書・資料室の運営、情報誌やメールマガジンの発行等) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: G-NETしがフェスタ、G-NETカフェの開催) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項:) ○ 10. その他(主な事項: 女性の起業応援事業、オンラインマルシェ、託児室の運営)							
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの:○							

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無	会 員 数		
問10-4 活 動 内 容		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 { 内容: }			
※ 実施しているもの:○					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 ○ 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 : 7. その他 { 内容: }	
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 { 内容: }

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2021年度予算 (千円)	2022年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	239,271	260,285	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.04 %	0.04 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの：○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 (○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	○
	(5) その他(内容:)	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
		1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具 体 的 項 目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		○	○
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	○
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			○	○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		○	○
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
選 定 等 の 基 準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
	3 役員に占める女性割合に関する項目		
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
	9 短時間正社員制度の導入		
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1, 2を除く)		
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	滋賀県女性活躍推進企業認証制度(2, 4, 6, 7, 8, 12)、滋賀県イクボス宣言企業登録(12)
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	仕事と生活の調和・女性活躍推進会議
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	滋賀の男女共同参画
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 児童・生徒向け意識啓発事業	小中学校、高等学校向け男女共同参画社会づくり教材の作成と配布		年度始め
・ 情報発信(男女共同参画センター事業)	情報誌やメールマガジンの発行、ホームページ等により男女共同参画に係る広報や啓発を実施		通年
・ 女性の起業ポータルサイトの運営	女性の起業事例や助成金等情報、支援セミナー相談会等起業に関する情報を一元的に収集・発信		通年
2. 表彰			
3. 講座			
・ 女性管理職交流事業	県内企業および県内自治体に勤める女性管理職・管理職候補者を対象に、管理職としての悩みや不安を共有できるつながりを持ってもらうことを目的に、ロールモデルとなる先輩女性の事例発表や参加者同士の交流会を開催		1月頃
・ 災害時に備えた相談員研修	男女共同参画センターをはじめ関係機関の相談業務が災害時に有効に機能できるよう備えることを目的に開催		9月頃
・ 滋賀の女性を応援するトップ会議	企業等の経営者向けに、「女性の活躍を推進することは人材確保・定着に有効であり、「経営戦略」として取り組むべきことである」ということを啓発するセミナーを開催。		
・ 輝く女性のハッピー・キャリアセミナー	企業への啓発だけではなく、これまで阻害されていた女性自身の能力・意欲向上への支援を同時に行っていく必要があることから、企業で働く女性を対象に、資質向上および意欲高揚のためのセミナーを開催。		11月頃
・ G-NETほっとセミナー	地域・企業および各種団体のリーダー等を対象に、男女共同参画の基礎から社会の変化に即した実践的な内容を学ぶ講座	400	4～2月
・ デートDV防止啓発セミナー	教職員・市町DV相談担当者・市町男女共同参画担当者等を対象に、デートDVの予防や被害者支援に役立つ、基礎から実践までを学べるセミナー	30	4～2月
・ ユースリーダーセミナー	学生を中心とした若者等を対象に、若者がジェンダー平等とこれからのよりよい社会づくりについて学ぶセミナー	200	4～2月
・ 教職員さんかく講座	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等の教職員、市町教育委員会職員等を対象に、男女共同参画の視点から教育現場の課題を考え、実践について学ぶ講座	30	4～2月
・ 滋賀パパママスクール	子育て中のパパママを対象に、家事・育児への参画に向けてのスキルを学ぶワークショップを中心とした講座	150	4～2月
・ 市町男女共同参画担当職員研修	市町男女共同参画推進担当職員を対象に、男女共同参画の現状や課題、効果的な事業の取り組み・手法について学ぶ講座	60	4～2月
・ しがWO・MANネット講座	関係団体との協働により、ワークライフバランスや子育て等について県民向けの講座を開催	100	5～2月
4. 相談事業			
・ 男女共同参画相談	男女共同参画相談室を設置し、相談員や弁護士等による相談やカウンセリングを実施	3000	通年
・ 男女共同参画相談員スキルアップ講座	相談員の資質向上と相互の連携・交流を図る講座を開催(4講座)	150	5～10月
・ SNSを活用した相談	様々な悩みや不安に対し、電話や面接以外の相談窓口として、SNSアプリ(LINE)を活用した相談を実施	150	5～10月
5. 情報収集・提供			
・ 図書・資料室の運営	男女共同参画に関する図書や関連資料、DVD等の収集と提供		通年
・ メールマガジン「きてみ～な」の発行	メールマガジン(月1、2回)により研修・講座、イベント等男女共同参画に関する情報を発信		通年
・ 情報誌(G-NETしが)の発行等	社会の変化に即した内容を男女共同参画の視点で考える記事やセンター事業などの情報を発信(年2回)		通年
・ 女性史史料の保存・活用	女性史研究等に活用できる女性史史料の閲覧等		通年
・ 啓発動画の配信	ホームページにて「男女共同参画」の啓発のための動画を配信		通年
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
・ G-NETしがフェスタ	男女共同参画の推進に取り組む団体等が活動の成果を発表するとともに、団体間の交流を促進するイベントを開催	2000	11月
・ G-NETカフェ	関係団体や県民が、男女共同参画に関する身近な課題について気軽に話し合う	100	5～3月
・ 県内6センター連携事業	男女共同参画週間において、県内6所の男女共同参画センターが連携して講座やイベントを開催	250	6～8月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 「仕事と生活の調和・女性活躍推進会議しが」による取組推進	仕事と生活の調和・女性活躍の推進のための情報交換や、構成団体が協力して啓発・情報発信し、県民意識を醸成する。		
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
・ 市町における男女共同参画推進状況調査	県および市町における男女共同参画に係る行政組織および政策の状況等を調査・公表		9月頃

11. その他			
・ 女性のわくわく応援事業	子育て中の無業女性等を対象にしたお仕事体験DAYの実施や、オンライン面接等に必要なスキルを学べるセミナー動画の配信。		
・ コロナ禍の柔軟な働き方導入支援事業	県内企業へのアドバイザー派遣。アドバイザー派遣による改善課程・結果をまとめた事例集の作成。	7～3月	
・ 滋賀マザーズジョブステーション事業	滋賀マザーズジョブステーションの運営(就労相談およびセミナーの実施等)	通年	
・ お試し在宅ワーク支援事業	在宅ワーカーを目指す女性を対象に、託児付のコワーキングスペースで不安や負担を軽減しながら在宅ワークを体験できる事業を実施し、独立を支援する。	6～2月	
・ 女性の多様な働き方普及事業	様々な家庭の事情等で、働く事が困難な女性が働く手段として、パソコンなどを使って自宅で働く働き方＝在宅ワークを普及するとともに、仕事の継続を支援する。	11～1月	
・ 女性の起業応援事業	起業を目指す女性を対象に、コワーキングスペースを提供するとともに、各段階に応じた講座や相談、アドバイス等による支援を実施	300	通年
・ 女性のためのオンラインマルシェ	インターネットを通じた市場「オンラインマルシェ」に出店するための手法を学ぶ実践的なセミナーの開催	200	通年
・ 託児室の運営	講座・研修の受講者や相談者向けに託児室を設置	1300	通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	滋賀県議会事務局																		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1																	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2																	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。																			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1																	
規 則 名	滋賀県議会会議規則																		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届けることができる。																		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2																	
規 則 名																			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容																			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。</td> </tr> <tr> <td>配偶者の出産</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>育児</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>家族の看護</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>家族の介護</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>疾病</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他に関する具体的事由については明記なし</td> </tr> </table>				1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。	配偶者の出産	4	育児	1	家族の看護	1	家族の介護	1	疾病	1	その他	1	その他に関する具体的事由については明記なし	
	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。																		
配偶者の出産	4																		
育児	1																		
家族の看護	1																		
家族の介護	1																		
疾病	1																		
その他	1																		
その他に関する具体的事由については明記なし																			
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4																	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4																	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1																	
行っている取組 ※実施しているもの：○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()	○																	
規 則 名																			
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容																			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	2																	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2																	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2																	
規 則 名																			
案本文																			
政治分野の男女共同参画のために実施していること																			

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

3	1. 位置付けられた規定がある。
	2. 位置付けられていない。
	3. その他(不明等)〔 男女共同参画センター間相互支援ネットワークへの加入、県地域防災計画において「常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について明確にする」など、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携した体制整備に努めることを明記。 〕
	計画、指針名
	該当部分の規定

調査時点コード: 1

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2018年7月20日	～	2022年7月19日
副知事	2人	(女性 1人、男性 1人)			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	62	21	33.9		
	都道府県防災会議(委員のみ)	61	21	34.4		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
		4号 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	14	10	71.4	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	21	6	28.6	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		4	4	100.0		
2	国土利用計画地方審議会	16	8	50.0		
3	土地利用審査会	7	4	57.1		
4	都道府県交通安全対策会議	26	2	7.7		
5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	45	18	40.0		
7	精神医療審査会	25	9	36.0		
8	都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	24	10	41.7		
10	准看護師試験委員会					
11	麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	24	11	45.8		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	6	42.9		
15	国民健康保険審査会	9	6	66.7		
16	都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	15	7	46.7		
18	都道府県建設工事紛争審査会	15	6	40.0		
19	建築審査会	7	3	42.9		
20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
21	都道府県都市計画審議会	24	4	16.7		
22	開発審査会	7	3	42.9		
23	私立学校審議会	11	7	63.6		
24	石油コンビナート等防災本部					
25	公害健康被害認定審査会					
26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
27	都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会					
29	土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	15	9	60.0		
31	介護保険審査会	18	8	44.4		
32	都道府県固定資産評価審議会	9	5	55.6		
33	感染症の診査に関する協議会	12	3	25.0		
34	警察署協議会	95	40	42.1		
35	土地収用事業認定審議会					
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会					
37	都道府県国民保護協議会	60	14	23.3		
38	地方独立行政法人評価委員会					
39	市街地再開発審査会					
40	都道府県職員委員会	5	1	20.0		
41	自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)					
43	後期高齢者医療審査会	9	5	55.6		
44	留置施設視察委員会	4	1	25.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
46	指定難病審査会	17	7	41.2		
47	小児慢性特定疾病審査会	10	4	40.0		
48	行政不服審査会	6	3	50.0		
49	地域医療対策協議会	21	7	33.3		
50	滋賀県メディカルコントロール協議会	21	3	14.3		
51	滋賀県公益認定等委員会	5	3	60.0		
52	滋賀県公立大学法人評価委員会	5	3	60.0		
53	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
	合計	670	254	37.9		
	女性委員0の審議会数	0				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	1	10.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	61	14	23.0	
	女性委員0の委員会数	1			